

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 7 回定例  
7 月 5 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 7 月 5 日に教育委員会第 7 回定例会を招集した。

- |   |           |   |    |           |
|---|-----------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 29 年 7 月 5 日 (水)   | 開会 | 14 時 30 分 |
|   |           |   | 閉会 | 16 時 00 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室   |    |           |
| 3 | 出席者       | 教 育 長 木 苗 直 秀<br>委 員 興 直 孝<br>委 員 渡 邊 靖 乃<br>委 員 藤 井 明  |    |           |
|   | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 教育次長<br>松 井 和 子 教育監<br>水 元 敏 夫 理事 (人材育成担当)<br>渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長<br>福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長<br>赤 堀 健 之 教育政策課長<br>増 田 三保子 人権教育推進室長<br>木 野 雅 弘 財務課長<br>南 谷 高 久 福利課長<br>宮 崎 文 秀 義務教育課長<br>小野田 裕 之 高校教育課長<br>山 崎 勝 之 特別支援教育課長<br>山 本 知 成 社会教育課長<br>赤 石 達 彦 文化財保護課長<br>石 川 誠 静岡教育事務所長<br>山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長<br>河原崎 全 中央図書館長<br>塩 崎 克 幸 総合教育センター所長<br>室 伏 伸 明 義務教育課指導監<br>沼 里 智 彦 高校教育課企画班長<br>瀬 戸 武 生 義務教育課教育主査 |    |           |

#### 4 その他

- (1) 第 8 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

4 月 4 日、4 月 20 日、5 月 9 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので、朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
配付報告 5 は県議会提出前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、配付報告 5 は非公開とする。

**第 8 号議案 平成 30 年度静岡県立高等学校学科改善**

- 教 育 長： 第 8 号議案「平成 30 年度静岡県立高等学校学科改善」について、小野田高校教育課長より説明願う。
- 高校教育課長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 原案の内容に異議は無いが、考え方として生徒たちが、科をまたがって勉強したいという希望がある場合、柔軟に対応できる仕組となっているのか。例えば創造工学科の生徒がマーケティングも一緒に学びたいという希望があった場合、マーケティングに関する部分を創造ビジネス科で履修し、全体として単位を修得するという仕組はないのか。
- 高校企画班長： そういった科目は設定している。ただし、マーケティングのような商業科目を工業科や家庭科の生徒が学べるようにするよう選択科目を置くかは学校の判断となる。総合学科であればある程度の横断的な選択が可能であるが、専門学科の場合、その学科で 25 単位という拘束があるので、できる範囲は小さくなるが工夫は可能である。
- 藤 井 委 員： そう質問したのは、県内企業の価値観が前例踏襲でマーケティング欠如で動いていることが多いためである。そういった状況を少しでも変えていこうとする場合、学校教育の中でやっていかなければならない。学科を横断的にまたがって勉強できる体制を柔軟に作ることはこれから必要ではないかと思うので、是非そういった方向で考えてほしい。
- 渡 邊 委 員： 改善の方向性の中に「地域との協働」という言葉がある。この御殿場高校に関してこれまでに地域と協働する事例などがあつたら紹介してほしい。
- 高校企画班長： 2014 年になるが携帯用非常食を地域と連携して商品開発をした事例がある。その際、教育機関部門賞を受賞している。家庭科の生徒がメニューを提案し、工業科の生徒が使用のための DVD を作成し商業科の生徒が販売促進を行っている。現在、商品化されネットでも販売されている。企業と共同開発する実績はある。3 科共通の課題研究というものがあるが、今後もそういったことを通して活発化したいということである。
- 渡 邊 委 員： それに対する地域の方の反応はどうだったのか。
- 高校企画班長： この商品自体、今現在でもネット上で評判が高いということで個々のユーザーの意見は今後確認する。それ以外については地域おこしの部分で連携をしている。
- 教育総務課長： 昨年度まで高校教育課長であったので補足する。御殿場高校はキャ

リア教育の部分で先進的である。文科省の表彰も受けている。地元就職する高校生を育成する高校としてインターンシップに先進的に取り組んでいる。就職希望の生徒の就職率が1番早く100パーセントになる学校である。そういった意味でも高校の活動が地元企業に評価をされている。先ほど紹介のあった個別企業との事例も進んでいる。そういった特色のある高校である。

渡 邊 委 員： そういった実績に則してさらに進化する学科内容となると捉えればよいか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 2ページの「御殿場高校の学科改善」は、学校のあり方等で議論されている総括のポイントということか。

高校企画班長： そうである。3年程度かけて議論している。

興 委 員： どういった方が入って議論してきたのか。

高校企画班長： 学校からは教育課程のあり方も含めて教員が入っている。管理職は御殿場の総合計画を作る際、オブザーバーとして出席しており、また商工会等の会合にも出席している。その際、地元の意向も伺っている。

興 委 員： 教育委員会事務局としてそこに参画しているのか。

高校企画班長： その会合までは参加しないが、常に担当レベルで情報交換したり、学校へ出向いて意見交換をしている。

興 委 員： 県立学校の学科設置や学校のあり方の問題は、学校長や学校に自由度があるということではないと思うがどうか。

高校企画班長： 教育課程の編成は学校長を含め学校の裁量はあるが、設置については教育委員会で決めることである。

興 委 員： そうであるならば資料にある改善の必要性などは、教育委員会としてそういった判断をしていく必要があるかと思う。御殿場高校やその地域の方々などのステークホルダーが検討しているように聞こえたがそれでよいのか。県教育委員会はステークホルダーになっていなかったのか。実態を確認している、入っていないのか。

教育総務課長： 実態は高校教育課企画班が入っている。

興 委 員： 現状の教育内容と学科名に乖離が生じていると書いてあるが、教育総務課長の説明だとこの学校は特徴のある活動を行ってきた。特に地元の産業との兼ね合いなどいい意味で地域に貢献してきているし期待もされている。そうであると学科名との乖離というのは具体的にどういったことなのか。

高校企画班長： 平成4年にキーワードとして「情報」という言葉を付した。地域の動向に併せて毎年、教育課程の内容は小さく変化させていたが、「情報」という冠がついた学科名称と実際の教育内容にずれが生じてきたので名称を変更する。

興 委 員： そういった説明では抽象的でピンとこない。「情報」ということに固執している訳でないがその説明で腑に落ちるか。カッコ書きで商業、工業、家庭と書かれている。カッコ書きは元々、前身校からきたもの

なのか。情報デザイン科（家庭）とあるが「家庭」とは何か。

高校企画班長： 大学科の「家庭」に関する専門学科である。カッコ書きとしてあるのは例えば「情報デザイン」ということで家庭科の専門学科の名称となっていた。地元中学校から家庭科のことをやるというイメージとマッチングしないという御指摘があった。

興 委 員： 平成4年に学科改善する前の段階では、家庭科のような学科があったのか。

高校企画班長： あった。

興 委 員： そのためにカッコ書きで残してしまったということか。

高校企画班長： それは書かれていない。資料上その学科名がわかるように明記した。

興 委 員： 今回、改善前ということでカッコ書きを加えてあるが意味はないということか。平成4年以前に工業、商業、家庭とあったのでその名残を残していると考えてよいのか。

高校教育課長： 内容が分かり易くなるように資料上は工業、商業、家庭と明記している。

教育総務課長： 先ほど説明のあった大学科の意味がわからない。

教 育 長： 現在でも情報システム科（工業）というように「工業」を表記しているのか。

教育総務課長： 表記していない。

興 委 員： そうであるならばこの資料に書いてあることはイメージを歪曲する可能性があるのではないか。平成4年の学科改善以前は「工業」「商業」「家庭」があって「家庭」については女子という意識があったのではないか。カッコ書きに縛られるとミスリードしそうな感じがあった。現状の教育内容と学科名に乖離が生じているということについて、何をもってそう言っているのかが分からないので、もっとストレートに分かり易い掘り下げをしてほしい。今回は創造工学や創造ビジネスといったイメージを前面に出そうという趣旨だと思う。元々、情報デザインは生活創造デザイン、情報ビジネスは創造ビジネスとなっており、強いて言えば情報システムを創造工学に置き換えている。全体を通して「創造」と入っているので新しく活動する中でクリエイティブ、正に創造しようとする学科を作ろうとする。そういったことか。

高校企画班長： そうである。

興 委 員： それが地元企業も含めた地域の期待度ということか。

高校企画班長： そうである。

興 委 員： その上で資料にある「静岡県産業教育審議会答申（「新しい実学」の奨励）を踏まえた改善を図る。」というのは4ページにある答申のことを指しているのか。

高校企画班長： そうである。

興 委 員： この答申の中で（「新しい実学」の奨励）を踏まえた改善というのはどういった改善なのか。具体的にはどういったことをやろうとするのか。専門的な主行事を作ろう、産業社会の担い手を育成しよう、専門

高校等の理解促進の3つを狙おうとすることか。

高校企画班長： そうである。

興 委 員： 専門高校等の理解促進とはどういった意味か。

高校企画班長： 教育内容等の情報発信をしながら、学校の取組を地域に理解してもらおう。

興 委 員： 御殿場高等学校は専門高校として位置付けるということか。

高校企画班長： そうである。

興 委 員： 専門高校等の理解促進とは社会や多くの受験生に、この学校が専門的な視野から、実学奨励のコアとして動いていくことに理解を求めるということか。

教育総務課長： そうである。興委員からあった静岡県産業教育審議会の3つの観点は実学系の学校全体に対する提言である。御殿場高校が取り組もうとしているのはその下にある工業科のイノベーション能力の育成や、商業科の幅を広げる等を視野に入れている学科改善となる。そういった意味では上の部分と下の部分は少し捉え方が違う。

興 委 員： 説明のとおり静岡県産業教育審議会は静岡県全体の実学系の高校に対して答申している。

教育総務課長： ただ工業、商業、家庭という大きな学科別の答申されている。例えば商業であればマーケティングの教科を拡げて内容を広めていきましょうという答申がされている。

興 委 員： 答申の内容を仔細承知しているわけでないが、その中でも工業科、商業科、家庭科は記述として残っているのか。

教育総務課長： 残っている。家庭分野、商業分野というようにそれぞれに専門部会をつくって答申を出している。

興 委 員： そうであれば生活創造デザイン科（家庭）のカッコ内の家庭は生きてくるのか。

教育総務課長： そうである。家庭科をもっている学校が3校あるが、その中の1校として答申を実現していくための高校になってくると思う。

興 委 員： よく理解できない。本当にそれがよいのか。生活創造デザイン科が静岡県における家庭科の一つの柱として結果として生きていくのであれば、必ずしもカッコ書きがなくとも、創造工業科や創造ビジネス科、生活創造デザイン科で生きていけると思うが、家庭科というカテゴリでバイディングされると活動が制約されてしまう気がするがそのようなことはないのか。カッコ書きの在り方を工夫した方がもっとフレキシブルに融合してダイナミックに展開できるのではないか。

教育総務課長： それを可能にしているのが総合学科のある学校である。総合学科であればカリキュラムも自由に組めて人的配置もフレキシブルな配置が可能となる。この御殿場高校はあくまでも工業、商業、家庭科という学校である。

興 委 員： 教員免許として工業科、商業科、家庭科の免許取得者を意識した学科改善ということか。

教育総務課長： 結果として人的配置を考えるとそういった高校となる。

興 委 員： タイトルを付さなくてもそういった学科目を入れた形で家庭科の教員免許を持っている人を入れることは可能だと思うがどうか。どちらの方が学校としての総力を上げることにつながるのかということだが、生活創造デザイン科（家庭）というようにカッコ書きを残しておくのはベストな判断とは考えられない。

教育総務課長： 入試募集の時は（家庭）という表記はない。

高校教育課長： カッコ書きは使う時はない。

興 委 員： 藤井委員が言ったようにせっかく作るのであれば専門高校としてダイナミックに工業、商業、家庭が入り混じったかたちで中等教育機関を作っていくことが関心は高まると思う。

教育総務課長： 御殿場高校がそういったことを希望するのであれば総合学科の創設を検討すると思うが、今回は工業、商業、家庭を併置している実学系の高校を作る。

興 委 員： カッコ書きを残すかどうかで違うのではないかと聞いている。

理事（人材育成）： 20 数年前、情報システム科、情報ビジネス科、情報デザイン科という名称を与えたが、内実は工業、商業、家庭科である。当時は情報という言葉は生き生きしていたが、実態との乖離が中学生や保護者からはあがっていた。付帯的に工業、商業、家庭と入れることに議論はあるかと思うが、創造工学科、創造ビジネス科、生活創造デザイン科で認知されれば、工業、商業、家庭と言う必要は無いと思う。もう1点、専門学科には工業、商業、農業などがあるが、単位取得のため学科編成の問題がある。また、施設整備や教職員配置の問題がある。それが保護され規定される。高校生にしてみると資格取得に対するアドバンテージをもらえることとなる。そういった高校生にしてみれば総合学科を卒業するよりも工業高校や商業高校を卒業する方が養成度は高い。総合学科のように工業も商業も情報やりたいということだと、卒業のための単位は取得できるが、工業高校や商業高校、農業高校を卒業した訳でないのに、そういった視点での卒業時の優位性は与えられない。話は戻るが工業、商業、家庭の枠の中でそういったメリットを受ける中で学校運営を続けていくということになる。

興 委 員： 社会に出て高校で何を勉強したか聞かれたときに「創造工学」です、と言っても受け入れ難い。「創造工学」って何と聞かれたとき「工業」ですといえれば腑に落ち易い。こと就職面で社会的受容性の観点からなるほどと思える。資格がどうと言うのであれば資格制度に思い切ってメスを入れて、認めてもらうことが教育の現場として必要だと思う。また、総合学科制度を採用していくのであれば、それは評価できることであると思う。

教育総務課長： 例えば現在、伊豆総合高等学校があって、総合学科と工業科が併置されている。なぜ工業科を残すのかという話となると、工業科のあるカリキュラムを修得しないと取れない資格がある。地元の要望でその資格

を持った人材がほしいとなるとその学科を残さなければならない実状がある。

興 委 員： その説明は分かるが単なる学科目のタイトルで律せられることなのか、制度をもっている諸官庁のところに思い切って説明し、理解して貰い、制度の改正に努力していく必要が教育委員会にはあると思う。そういった意味でもすぐにはできないということであればそれも答えの一つであるが、少なくとも御殿場高等学校に今日の議論も踏まえて伝えていただき、学校が一生懸命取り組むので教育委員会にがんばってほしいということであれば、教育委員会が預かってチャレンジしてみてもどうかと言っている。私の意見としては現状の社会では、工業や商業は分かり易く受け入れ易い。しかし今はそのような時代ではなく、何でも取得できるような道を拓いてやることが重要なので静岡県が舵をきる大胆さが必要である。

教育総務課長： そういった子ども達のために各地域に1校は総合学科の高校を設置し選択できるようにしている。

興 委 員： 教員免許状を持っている先生への配慮の問題が別途あると思うが、そこに拘束されることの無いようにお願いしたい。

教 育 長： 今までの経過を考慮して分かり易くしようということである。興委員の指摘したこともわかるので、時間をかけてコンセンサスをとらないと今すぐに云々という問題ではない。急がなければいけないということもあるがどうなのか。

興 委 員： 既に20数年経過していて、(工業)(商業)(家庭)は現実的には使われていない。しかし運用的にはそうしているというように見えた。名称として(工業)は使っていないとしたら、20数年経過しているので今年になって急にどうこうという話ではない。20数年間実績が積み重なってそれを評価して次のステップをどうするのかと考えた場合、現状の問題をつぶして社会的に認められるように暫定的にカッコ書きを付けようというのであればわかるが、既に20数年経過しているということを重ねてほしい。

理事(人材育成)： 国では専門大学の新しい変更が行われる。その動きが実学系の高校を目指す生徒にどういった影響を与えるのか、注視していく。

藤 井 委 員： 先ほど科を跨って選択した科目の単位を修得できるようにしてほしいといったのは、4ページの絵にあるように3つの円が重なっている部分があるからである。3つの円をバラバラに書かず重ねているのはそれなりに重複する部分があるからだと思う。それをいきなり総合学科で学べば良いということではなく、それなりの専門性を追求する学科として学べるように、科を跨った科目選択に多少の自由度を与えたらどうかという考えである。これはおそらく社会のニーズに合っていると思う。

理事(人材育成)： 御殿場高等学校もこの絵に示すように3つの学科が合同で連携して総合的な学習を展開するかはカリキュラムに入れている。工業、商業、家

庭の生徒が一緒になってどういった商品開発をするのかなどがカリキュラムに入ってくると思う。

藤井委員： そのために5年制の高校にしてもよい。高校は絶対3年制でなければならないわけではない。そのあたりは柔軟に考えて社会のニーズに合わせることは教育の現場で考えなければならない。

興委員： 20数年経過しているが、静岡大学に情報工学部ができています。情報工学部は2つの学科から成り立っています。情報工学科と情報社会学科であったと思う。情報社会科は一般教養的な学問で工学が得意でなくとも許容できる。情報工学はものづくりなどが入ってくる。そのどちらかに入っても学科間の移動が可能となっている。したがって、情報工学科で入学しても情報社会学科で卒業することもできる。そういった意味でも4ページにあるような絵を描くのであれば、創造工学、創造ビジネス、生活創造デザインという名称をキープして、かつての工業、商業、家庭に束縛されずに、いい意味でその人達が伸びていく機会を考えてほしい。20数年経過したという重みを受け止めてほしい。

教育長： 他に意見等はあるか。ここで出た意見を参考に前を向いてほしい。皆さんが言ったことは100パーセント分かるが、地域性も含めて、最終的に就職することになるので静岡へも就職してほしい。そういった意味でも静岡の将来像を頭に入れながら取り組んでいくべきである。渡邊委員、御意見はあるか。

渡邊委員： 御殿場という地名の付いた学校なので御殿場の人達に愛される学校であればよい。

教育長： 今回、意見のあったことは記録しておいてほしい。本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第8号議案を原案どおり可決する。

## 報告事項1 静岡県いじめ防止等のための基本的な方針の改定

教育長： 報告事項1「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針の改定」について、増田人権教育推進室長より報告願う。

人権教育推進室長： <報告事項についての説明>

興委員： 29年3月の国改定のポイントは具体的にどう変わったのか。

人権教育推進室長： 大きく分かれて7つある。いじめの定義として、それまではけんかを除くとあったが、けんかについても気をつけて観るということである。県でもけんかに対する記述はなかったので加えていく。2つ目は学校評価においていじめ等防止のための取組状況を評価項目に位置づけることとされた。3つ目は情報共有しないことは法律に違反するということが明記された。4つ目は道徳教育の充実を明記された。5つ目はいじめ解消の定義として3か月という詳細な規定が明記された。6つ目は保護者及び地域に対する周知としてPTAの協力を得ることとあるが、これは県条例にもある「社会総がかり」につながってくる。7つ目は学校とし

て特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記されている。具体的には、例えば発達障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、東日本大震災で被災した児童生徒など特に配慮が必要な児童生徒への対応が明記されている。

興 委 員： 県が手を入れなければいけない項目はその7項目全てに及ぶのか。道徳教育の中ではこれらの問題は触れていなかったのか。

人権教育推進室長： 特に強調はされていなかった。

興 委 員： それは必要なことなのか。道徳教育について、特出しされていなくとも、できていればよいのではないか。特出しが必要だと国が言っているわけではないと思う。また、いじめの解消の定義が変わったとあるが、具体的にはどのように変わったのか。

人権教育推進室長： いじめと思われない状態が少なくとも3か月続いたら解消ということである。

興 委 員： 3か月いじめが確認できなければいじめは解消したということなのか。

人権教育推進室長： 解消というには2つの条件が満たされている必要がある。1つ目は相当の期間止んでいるということ、2つ目は心身に苦痛を感じていないこと、それをよくよく観るということ、いじめ発生の認知からよくよく観ていくことが重要となる。

興 委 員： 相当の期間というのは3か月ということか。

人権教育推進室長： そうである。

興 委 員： 保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ることを明記、又、国立及び私立の学校への支援として、教育委員会との連携について明記とある。私立の学校への支援という点で、教育委員会はどう連携していくのか。私立の問題は基本的に教育委員会の所掌ではない。知事部局の所管である。この問題では知事部局で対応しなければならないから、いじめの対応についてはこの資料にあるように文化・観光部と一緒にあって対応していくということか。

人権教育推進室長： そうである。

興 委 員： いじめが生まれる背景と指導上の注意について、学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記とあるが、今まではどのように明記されていたのか。

人権教育推進室長： 今までは明記が無かった。

興 委 員： 全く無かったのか。

人権教育推進室長： そうである。

興 委 員： 追加された背景を説明してほしい。

人権教育推進室長： 特に配慮が必要な児童生徒として4つことが書かれている。ひとつは発達障害を含む障害のある児童生徒ということである。いじめの背景には発達障害の子どもがかかわることについては、加害者であれ被害者であれ生涯の状況について配慮が必要であるとのことである。2つ目は海外から帰国した児童生徒及び外国人の児童生徒である。外国人の子どもということだが受けるいじめのことである。3つ目は性同一性障害の

児童生徒についてである。昨今、不登校やいじめにあったという報道があったが、そういった子供に対すること。4つ目は横浜市でもあったように東日本大震災で被害にあった児童生徒にたいする配慮である。社会問題や人権問題が背景としてある。

興 委 員： 性同一性障害や東日本大震災で被災された方に対する配慮など、今まで具体的に明記していなかったことが4つの項目として明記されたということか。

人権教育推進室長： そうである。

興 委 員： 「等」という表記になっていたが、4項目以外に何かあるのか。

人権教育推進室長： 「など」という表記であった。例示として4つ上げられていた。

理事（人材育成）： 具体性があるということは実効性を求めているということである。発達障害についても最近特にとということだけでなく、このような要因がいじめの背景としてあると分析されてきているので、そういったことがこの項目に盛り込まれている。発達障害が問題ということではなく、発達障害がベースとなっている分析がされているので項目として含まれている。この中で盛り込むのか、基準や位置付けの中で盛り込んでいくのか、文科省で上げていること全てこの方針に盛り込むのか、私学とは文化・観光部とどのように連携をとっていくのか、検討項目は多くある。

興 委 員： その上でここにある20名のいじめ防止対策連絡協議会等を活用して、審議がされる。その際、新しくメンバーになる方、想定される方々はリストアップされているのか。新しく入る方か。

人権教育推進室長： そうである。

藤 井 委 員： 資料1ページ2の（6）法の理解増進等の中で、国立及び私立の学校への支援として、教育委員会との連携について明記とあるが、ここでいう教育委員会は県なのか。

人権教育推進室長： そうである。

藤 井 委 員： 連携とはどういったことをするのか。

人権教育推進室長： 公立私立全てを含む。前回報告した、いじめ問題対策連絡協議会は全ての垣根を越えた組織になっているので、そこで話し合っていく。今回の静岡県いじめ防止基本方針改定検討会であるが、意見を聞く課として、総合教育課、こども家庭課、障害者政策課、私学振興課となる。

藤 井 委 員： 連携の意味は話し合うことなのか。

人権教育推進室長： 意見を聞く構成員の関係各課と考えている。

教 育 次 長： 昨年度まで私学を所管していた部署にいたので申し上げる。具体的には協議会で話し合ったことを、公立、私立、国立も一緒になってやろうということである。啓発活動が主な取組になるろうかと思う。具体的な事業としては子どものいじめに関してネットパトロールを教育委員会でやっていたが、本年度から私学も共同事業として取り組む。

藤 井 委 員： そういった形に変わっていくということか。

教 育 次 長： そうである。基本的に具体的事業を一緒にやっていくということが考えられる。

- 藤井委員： 共同でやる以上は話し合いや情報交換も必要であるが、責任の所在については県教育委員会には無いということか。
- 教育総務課長： 設置者となるので市町となる。
- 藤井委員： そうであっても共同して取り組むことが明記されるということか。
- 教育総務課長： そうである。
- 興委員： 国もこの表記なのか。国立及び私立の学校への支援として、教育委員会との連携について明記とあるが、もっと詳細に書かれているのではないのか。
- 理事（人材育成）： 連携を確保するように明記されている。
- 興委員： そうならばもう少し書かれているということなので、国立、私立はそれぞれの主体に責任がある。その時は自分達だけで手に負えない状況があるだろうから、そういった時は教育委員会と連絡をとって、連携をとれるようにという形だと思う。あくまでも主体は国立、私立であって、教育委員会は補助していくということだと思う。そう理解して良いか。
- 人権教育推進室長： そうである。
- 理事（人材育成）： 協議会であって情報交換会ではない。よってその内容について、それぞれの立場で責任をもって対応する。実際に教職員の研修の場面になると、教育委員会だからということではなく非常にオープンに展開している。もうひとつの問題として小学校から中学校に進学する時に私学へ行く子ども、あるいは逆の場合もある。先ほど発達障害のことが話題となったが、その情報をどういった形で縦系列で継続していくのか、指導に生かすことも重要なので、そういったことにも及んでいくと思う。それを方針の中に盛り込むかということではなく、これからの事業展開としてそういったことが重要となってくるという見通しを私は持っている。
- 興委員： 連絡協議会は理事がいうように協議会なので、それぞれが持ち帰って対応していくことが必要である。そういった意味でこの中に2の（6）ということで国立と出ているが、私立は私学協会から当事者のような人が入っているとしたら、国立も当事者が入ってもいいのではないか。学識経験のある教育学部の教授ではなく、国立の責任の有る者が含まれてもよいのではなかったがどうか。
- 理事（人材育成）： 検討する。
- 渡邊委員： いじめが生まれる背景と指導上の注意ということで、発達障害などいじめられやすい子どもたちということかと思うが、今後、分析が進んでいくと、家庭環境やどういった特性を持った子がいじめる側になりやすいかということも明らかになってくるかと思う。どういった形で盛り込めるのか思いつかないが、できる範囲でいじめる側を作らないということが法律にはあるので、示唆する文言が入ってくると実効性が高まるのではないかと思う。
- 教育長： 御指摘いただいた点は考えていくと思うが分かり易くする。
- 渡邊委員： 保護者の意識を盛り込んでいきたい。

理事（人材育成）： 最近では被害と加害の両方に対する知見で分析が行われている。ただし、加害に関しては統計的に証明されていない。事例としてあるので法律にあがっているので心積もりはしておく。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項1を了承する。

## 報告事項2 チア・アップコンテンツ（教員向け）

教 育 長： 報告事項1「チア・アップコンテンツ（教員向け）」について、宮崎義務教育課長より報告願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 文科省の公表の前でも静岡県の学力学習状況調査の結果や内容は把握できている。それに基づいて今回のチア・アップコンテンツがリバイスされたと理解してよいか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 昨年に比べてどの点が要改善でプロGRESSがあったのか、その点を説明してほしい。

義務教育課長： 今回の学力学習状況調査の問題自体が新しい学習指導要領の改定を受けて、問題自体が変わっているということがある。

義務・教育主査： 早期対応をするので特に算数は具体的数値として静岡県内の正答率を画面に表示し、特に正答率が低かった問題を取り扱って説明している。昨年度と比較した部分では、昨年度も分析をして良いコンテンツが出来上がったのだが、教育現場で更に活用してほしいという思いで宣伝を加えた。今回は昨年度より数分減らした形となっているのでよりコンパクトに伝わる。この後、夏の校内研修で自校の子ども達の実態把握や問題分析につなげてほしいと考える。

興 委 員： 私の質問は自己採点をして指導主事が集まっているいろんな意味で総括されていると思うので、この数年間、具体的にはどこが良かったのか悪かったのか、反省することがあるのかなかったのかを概観して、こういったことに的を絞っていこうということがあったかと思うので、具体の問題としてどういったことが顕在化したのかを聞いている。そうした説明をしないでのチア・アップコンテンツの内容には意味がないことである。

義務指導監： 質問紙について結果は出ていない。国語、算数、数学について、あくまでも早期対応をしたということである。大まかな傾向としての扱いであるので、「問題の傾向が変わった」という話はしているが、昨年と比較しての分析という部分では十分でない。

興 委 員： チア・アップコンテンツを教員向けにリバイスしてやろうというのは、その必要があったからやっていると思うので、その必然性はどこからくるのかということを知りたい。

義務指導監： 作成する意図ということか。

興 委 員： 要するに自己採点された結果を指導主事が集まって議論した上で、改善点を踏まえて、チア・アップコンテンツとしてリバイスしたほうが良いだろうということで8月の公表の前から県内の多くの学校関係者に周知をしていこうという趣旨であったと思えるので、その点は具体的にどうか言えないだろうが、この場はこの場として説明してもらってもよいと思う。

義務指導監： 今回は新学習指導要領が3月に公示されたので、その点を現場に促したいという思いがあった。今回の問題、質問紙を分析していく中で、新しい学習指導要領を意図した問題がいくつか出ていた。その点を現場に投げかけることによって、全国学力学習状況調査の問題を再度確認してほしいという意図で行った。実際、多くの学校が自己採点をしており、小学校6年生、中学校3年生、または国語、数学の担当は参加しているが、その他の先生にとっても関心をもってほしい部分である。

理事（人材育成）： これは定点観測的なテストとは趣旨が違う。例えば数年前のテスト内容は関数の問題ばかり出題されており、苦手な子どもには辛い調査問題であった。

義務指導監： 定点観測的な毎年同じような問題が出題される訳でない。

興 委 員： リバイスする必然性としてどこに着目したのか、メッセージがあると思うのでその点を聞いたが、いまひとつ腑に落ちなかった。今後、改善の必要性についての説明に工夫をしてほしい。

義務指導監： 授業改善は学校に求められている。特に国語については主体的で対話的で深い学びが求められているが、実際に学校の授業の中でどういった形として見えるのかという部分がなかなか見えてこないという声現場から上がっている。今回、授業の場面が問題として取り上げられているので、それを現場に伝えたい、という意図がある。算数、数学については解釈し合う、ということである。昨年度は意味理解ということを強調した。点数を獲れる学びだけでは本当の学びにならないということで、今年は問題がでた時に式に表す、言葉で表す、図に表すといったことが言葉で説明できる、つまり解釈するという部分が授業の中では大切だということ、今回の問題から見えてきた。夏の研修においても解釈し合うという部分について、自校の研修において見直してほしい、という意味で作成した。

渡 邊 委 員： 各学校で採点して疑問に思ったことに対応するような内容と捉えてよいか。先生は普段本当に忙しいので、そういったことをゆっくり考える時間は夏の間だけだと思うので、多くの先生がこのコンテンツを使って研修してほしい。いいものだということを広めて、このコンテンツの活用状況のアンケートもまとめれば次につながる活用もあろうかと思う。余談であるが、ボール投げが伸びてこないという悩みを抱えている先生も見てきているのでこういったコンテンツの体力テスト編というのは作成する予定はないのか。現場の困っている先生を助けるという視点は良

いのでそういった取組を今後も継続してほしい。

義務教育課長： 今回は教員編であり今までは家庭学習編や保護者編、地域編があった。今後もニーズに合ったコンテンツを作成する。

渡 邊 委 員： 質問紙調査の分析の関わりは保護者にも関係する部分はあると思う。例えばこの内容を保護者が目にする機会は将来的にあるのか。

義務教育課長： 各市町、各学校がそれぞれの状況を踏まえて公表する。

渡 邊 委 員： その公表とは別にPTAのリーダー的立場にある保護者が目にすることによって、現場の先生がこういった工夫をしている実態を知ることは家庭との連携を生み出すためには有効だと思う。例えば総合教育センターのWebページから保護者であっても見ることができるのであれば、保護者研修で先生方の取組を知ることができると思う。

義務教育課長： 今までは総合教育センターのWebページにパスワードがあって見られなかったが、今は見られるようになった。

渡 邊 委 員： PTAの方に周知しておく。

理事（人材育成）： 将来的には英語が加わってくると思うが大きな課題である。静岡県の子どもの英語の成績はどうか、ということだけでなく、4つの力の確認を試験という形で実施できるのか。現在、高校と大学との連携でさえも様々な意見や議論が上がっている中で、小学校中学校でどのようになっていくのか、現場では興味や関心、不安がある。しかし、国からは具体的な情報は上がってきていない。

渡 邊 委 員： 読み書きが入ってくると先取りする保護者はスペルチェックや、漢字の書き取りのレベルで英語を始めてしまう。そうなるとう英語嫌いを助長しかねない。そういった意味でも意識の共有化を図るようにこういったコンテンツの活用には将来性を感じている。

理事（人材育成）： コンテンツの紹介の中に万華鏡の問題がある。現場の教員からするとこのようなものが数学の問題になるのかというインパクトがある。新しい学習指導要領はこうだという国からのメッセージである。現在、現場に伝えられるように整理しているところである。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成29年度第7回教育委員会定例会を閉会とする。